



2022年5月25日

会 社 名 OCHIホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 越智 通広 (コード番号:3166 東証プライム・福証) 問合せ先 執行役員総務部長 松尾 浩昭 (TEL 092 - 711 - 9594)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 5 月 25 日開催の取締役会において、2022 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するために、事業目的の一部の変更を行なうものであります(変更案第3条)。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の 範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

2022年6月24日2022年6月24日

	(下線は変更部分を示します)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第2条(条文省略)	第1条~第2条(現行どおり)
(目的)	(目的)
第3条 当会社は、次の事業を営む会社およ	第3条 当会社は、次の事業を営む会社およ
びこれに相当する事業を営む会社の株式ま	びこれに相当する事業を営む会社の株式ま
たは持分を保有することにより、当該会社の	たは持分を保有することにより、当該会社の
事業活動を支配および管理することを目的	事業活動を支配および管理することを目的
とする。	とする。
① 建設資材の販売	①~③(現行どおり)
② 住宅設備機器の販売	
③ 建設工事の請負、企画、設計、施工	
および監理	
<新設>	④ 建設コンサルタント業
④ 家庭用の電気製品、金物および日用	<u>⑤</u> (現行どおり)
品の販売	
<新設>	⑥ 繊維製品卸・小売業
⑤ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨	<u>⑦</u> ~ <u>⑩</u> (現行どおり)
房機器の販売および設置工事	
⑥ 木材の加工、製造販売	
① 電気絶縁材料、工業用電気機械器具	
および耐熱材料の販売	
⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援、	
訪問介護および短期入所生活介護事	
業	
⑨ ガソリンスタンドおよび車両の整備	
<u>⑩</u> 下水道処理施設維持管理業	
<u></u> 飲食業	
② 不動産の売買、賃貸、仲介および管理	
③ 損害保険代理業	
④ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約	
111. A 2 2 3 3 3 1 3 1 1 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1

の媒介または業務の取次ぎ

現行定款	変更案
<u>⑤</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	
第4条~第5条(条文省略)	第4条~第5条(現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第11条(条文省略)	第6条~第11条(現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
   第12条~第14条(条文省略)	   第12条~第14条(現行どおり)
   (株主総会参考書類等のインターネット開示と	
みなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、	   <削除>
株主総会参考書類、事業報告、計算書類	×111/4/2
および連結計算書類に記載または表示を	
すべき事項に係る情報を、法務省令に定め	
るところに従いインターネットを利用する方	
法で開示することにより、株主に対して提供	
したものとみなすことができる。	
<u> </u>	(電子提供措置等)
▼ 和 日 又 /	<u>(電子を発揮車等)</u>   第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情報に
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	<u> </u>
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請
	求した株主に対して交付する書面に記載し
	<u>ないことができる。</u>
数10久,数17久/久子/VIII/0\	
第16条~第17条(条文省略)	第16条~第17条(現行どおり)
佐ィエ 下がないしょ レッド下がない 人	<b>佐ィぶ</b> 下がかないようしゃ8下がかない。<
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会

現行定款	変更案
第18条~第26条(条文省略)	第18条〜第26条(現行どおり)
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第27条~第29条(条文省略)	第27条~第29条(現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
第30条~第33条(条文省略)	第30条~第33条(現行どおり)
附則	附則
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
<新設>	(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供および電子提供措置等に関する 経過措置) 第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書 類等のインターネット開示とみなし提供)の 削除および変更後定款第15条(電子提供 措置等)の新設は、2022年9月1日から効力 を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日 までの日を株主総会の日とする株主総会に ついては、変更前定款第15条(株主総会参 考書類等のインターネット開示とみなし提 供)はなお効力を有する。
	3 附則第2条は、2023年3月1日または前項 の株主総会の日から3か月を経過した日の
	いずれか遅い日後にこれを削除する。
以上	以上